

# 入札公告

地方自治法第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。  
平成27年5月29日

沖縄県知事 翁長 雄志

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
沖縄県警察運転免許センター植栽管理業務
- (2) 業務概要  
庁舎敷地内の樹木及び芝生等の植栽管理を行う。(詳細については仕様書による。)
- (3) 契約期間  
平成27年7月1日～平成28年3月31日
- (4) 業務場所  
沖縄県豊見城市豊崎3-22 沖縄県警察運転免許センター
- (5) 入札方法等  
総価入札、即時開札

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 建設業者登録名簿(沖縄県土木建築部作成・造園工事業)に登録されている者。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 同等規模の同種業務の実績がある者。
- (4) 入札参加資格確認申請期限日から、本委託の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。
- (6) 次の各号に該当しない者。
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)
  - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
  - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。
  - エ 指定暴力団員と生活を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

### 3 入札参加資格の確認等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加することができない。

#### (1) 申請書等の提出期間等

##### ア 提出期間

平成27年5月29日から平成27年6月15日までの間 9時から17時（土日祝日を除く。）

##### イ 提出場所

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部警務部会計課管財係 098-862-0110（内線2262）

##### ウ 提出方法

持参するものとする。

##### エ 提出部数

1部

#### (2) 入札参加資格の確認結果通知

平成27年6月24日までに書面にて通知する。

### 4 仕様書等の交付日時場所

#### (1) 日時

平成27年5月29日から平成27年6月15日までの間 9時から17時（土日祝日を除く）

#### (2) 場所

那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課管財係

### 5 入札日時及び場所

#### (1) 日時

平成27年6月26日 午前10時

#### (2) 場所

沖縄県警察本部会計課入札室（4階）

### 6 最低制限価格

(1) 本入札には最低制限価格を設けている。

(2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、入札無効となり、再度入札に参加することができない。

### 7 入札保証金

沖縄県財務規則第100条によるものとする。

### 8 契約保証金

沖縄県財務規則第101条によるものとする。

### 9 入札に関する注意事項

(1) 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 代理人が入札を行う場合には委任状を提出すること。提出がない場合は入札に参加

することができない。

- (3) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を5(1)に規定する日時までに郵送又は持参により提出すること。

## 10 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札の無効  
本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出された申請書等は返却しない。
- (5) 提出期間以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。